

投票できる方

平成10年11月21日以前に生まれた日本国民または永住外国人の投票資格者名簿に登録がされている方で、平成28年8月12日以前に高浜市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に住所を有している方

投票方法

- ①入場券を係員に渡します。(忘れての方は係員に申し出てください。)
- ②係員から交付される「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票の投票用紙(白色)の賛成の欄または反対の欄いずれかに○を記入し、投票箱に入れます。

◆代理投票制度について

お身体が不自由な方やケガをされている方など、自分で投票用紙に記入することができない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に記入します。(付き添いの方が代理で記入することはできません。)

また、目の不自由な方は点字投票をすることもできます。希望される方は投票所の係員に申し出てください。

◆投票所入場券について

入場券は、11月14日(月)から11月16日(水)までにお手元に届くよう郵送を予定しています。

投票所入場券がお手元にない場合でも、投票資格者名簿に登録されていることが確認できた方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

◆期日前投票

11月20日(日)の投票日に仕事や用事などで投票に行けない方は、前もって期日前投票をすることができます。11月14日(月)～19日(土) 午前8時30分～午後8時

ところ 市役所 地下 教養室(市内1か所のみ)

持ち物 投票所入場券(入場券が届いていなくても、投票資格者名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。)

◆不在者投票

仕事や旅行などで、投票期間中、高浜市以外の市区町村に滞在している方は、郵便による不在者投票ができます。

また、市内病院等に入院等している方は、その施設内で不在者投票ができます。投票日に間に合うよう、早めに請求し、投票してください。

○高浜市以外の市区町村に滞在している方

①高浜市選挙管理委員会に、直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。

②交付された投票用紙などに同封の記入例を参考に記入し、郵便等で高浜市選挙管理委員会に郵送してください。

※かならず郵送してください。

○市内病院等に入院等している方

投票用紙などは病院長等を通じて請求することができます。投票は病院長等の管理する場所で行います。

○身体に一定以上の障がいがある方(別表1)のいずれかに該当する方は郵便等による不在者投票ができます。(詳しくは高浜市選挙管理委員会へ確認してください。)

※不在者投票については、利用する区分によって、投票用紙の請求期間などがそれぞれ異なりますので、詳しくは高浜市選挙管理委員会に問い合わせてください。

※投票用紙は、高浜市選挙管理委員会に投票当日午後8時までに届かなければなりません。郵送期間を十分考慮して早めに手続等してください。

郵便などによる不在者投票の対象者

(別表1)

障がいの種類	交付手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹	移動機能	1級または2級	特別項症から第2項症まで
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸			特別項症から第3項症まで
免疫		1級または3級	特別項症から第3項症まで
肝臓		1級から3級まで	特別項症から第3項症まで
介護保険 要介護者		介護状態区分 要介護4または5	

